

受託人件費単価規程

令和6年2月15日 制 定

(目 的)

第1条 この規程は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が国その他協会以外の者（以下「委託者」という。）の委託を受け契約に基づいて行う調査、研究及び指導に関する業務（以下「受託事業」という。）の正職員に係る受託人件費単価を定めることを目的とする。

(受託人件費単価)

第2条 受託事業の実施に係る受託人件費単価は、受託事業に従事する者の職位の区分に応じて別表に定める。ただし、委託者の事由により、この規程に基づく受託人件費単価により契約を締結することができない場合は、委託者との協議の上定める。

(その他受託人件費単価に係る規定)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月15日から実施する。

別表

受託人件費単価表

単位：円（税抜）

職 位	時間単価
部門長 グループマネージャー 所長 室長 エグゼクティブエキスパート シニアエキスパート	14,000
チームリーダー エキスパート 主任検査員	13,000
上記以外の職員	10,400